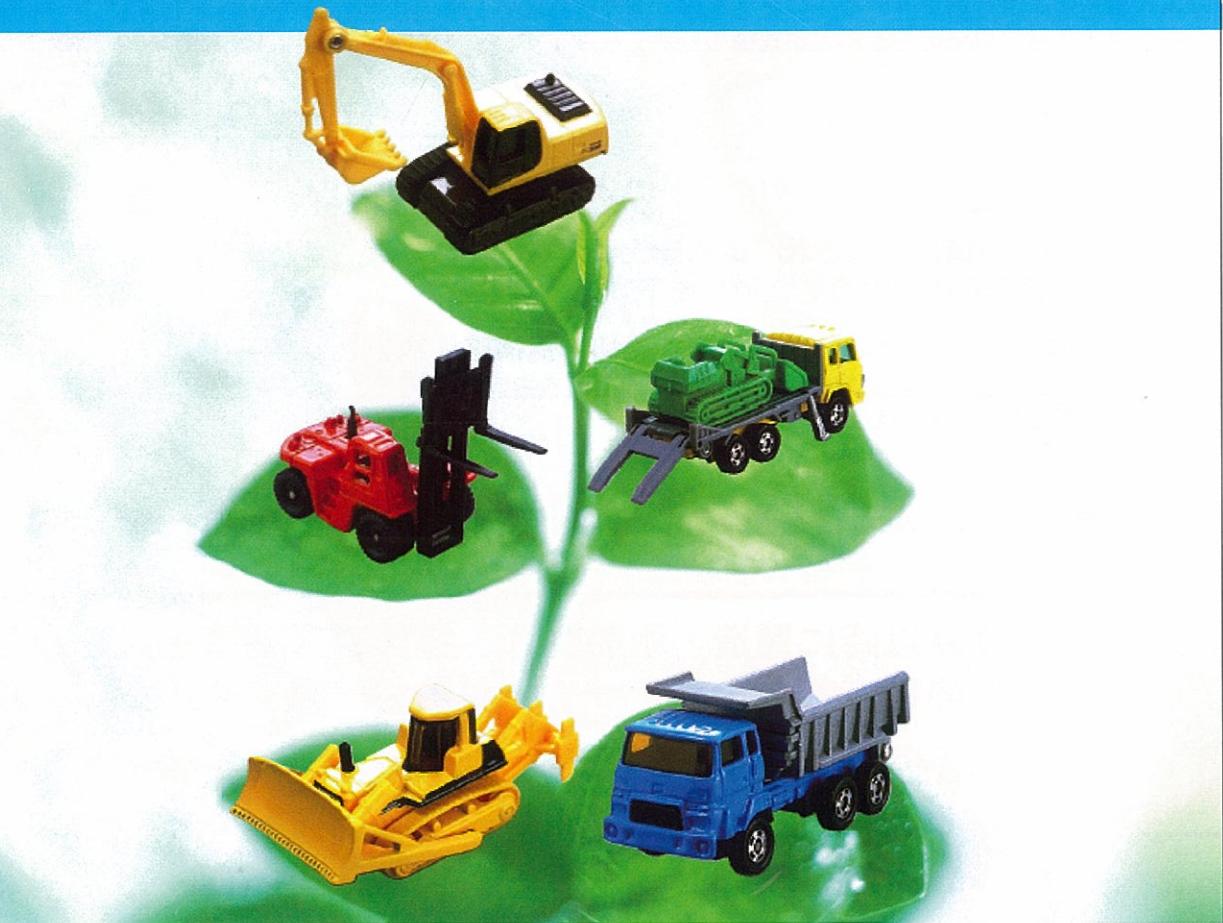


建設機械の排出ガス対策



国土交通省

オフロード車もオンロード車(ナンバー取得車両)と同様に排出ガス規制が始まります！

平成18年10月より建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対して「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下「オフロード法」）による使用規制が開始されます。

特殊自動車：建設現場又は路上等で専ら作業を行うことを主目的として製造された「作業用自動車」です。エンジンにより走行できる建設機械のほとんどが規制の対象となります。

＜使用規制開始後は以下のように御願いいたします＞

- ・平成18年10月以降に製造されている建設機械等については基準適合表示等の貼ってあるものなど法律で認められたものを使用して下さい。
- ・抑制指針（注）に定める適切な燃料の使用、適切な点検整備等を行って下さい。
(注) オフロード法第28条に規定する主務大臣が定める指針のこと。排出ガスの排出の抑制を図るために燃料の種類等が定められる。
- ・国の職員が立入検査等を行うこともあります。その際はご協力お願いします。

平成18年10月以降に製造・販売され、排出ガス基準を満たした建設機械には、次のいずれかのステッカーが貼付されます。

○基準適合表示



排出ガス基準を満たしていることを示すステッカー

○少数特例表示



少数生産の特例を受けたことを示すステッカー

なお、規制開始前に製造された建設機械については今まで通り使用できます。使用規制の対象外となります。

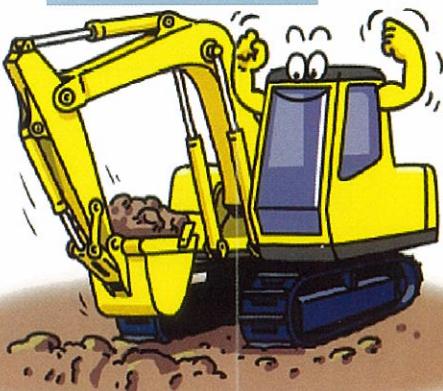
※規制開始前に製造されたことを示す証明書等を所有者が所持してください。所持していない場合、規制開始前に製造された車両であることを証明できない場合があります。

（例）販売契約書、賃貸借契約書、保険契約書等

建設機械の排出ガスの排出の抑制を図るために

使用状態（燃料、点検整備の状況等）によって、排出ガス性能が大きく低下することから適正燃料の使用、点検整備の励行等をお願いいたします。

適正燃料の使用

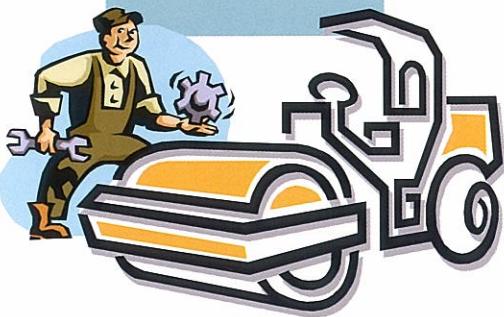


■適正燃料の使用

軽油を燃料とする建設機械は、燃料として軽油を使用することを前提に、排出ガス規制に適合するよう設計されています。

軽油以外の燃料を使用すると基準を満たせず環境に悪影響を及ぼします。また建設機械自体の性能・耐久性も低下させ、結果として貴重な資源の無駄遣いをする事になってしまいます。

点検・整備



■点検整備の励行

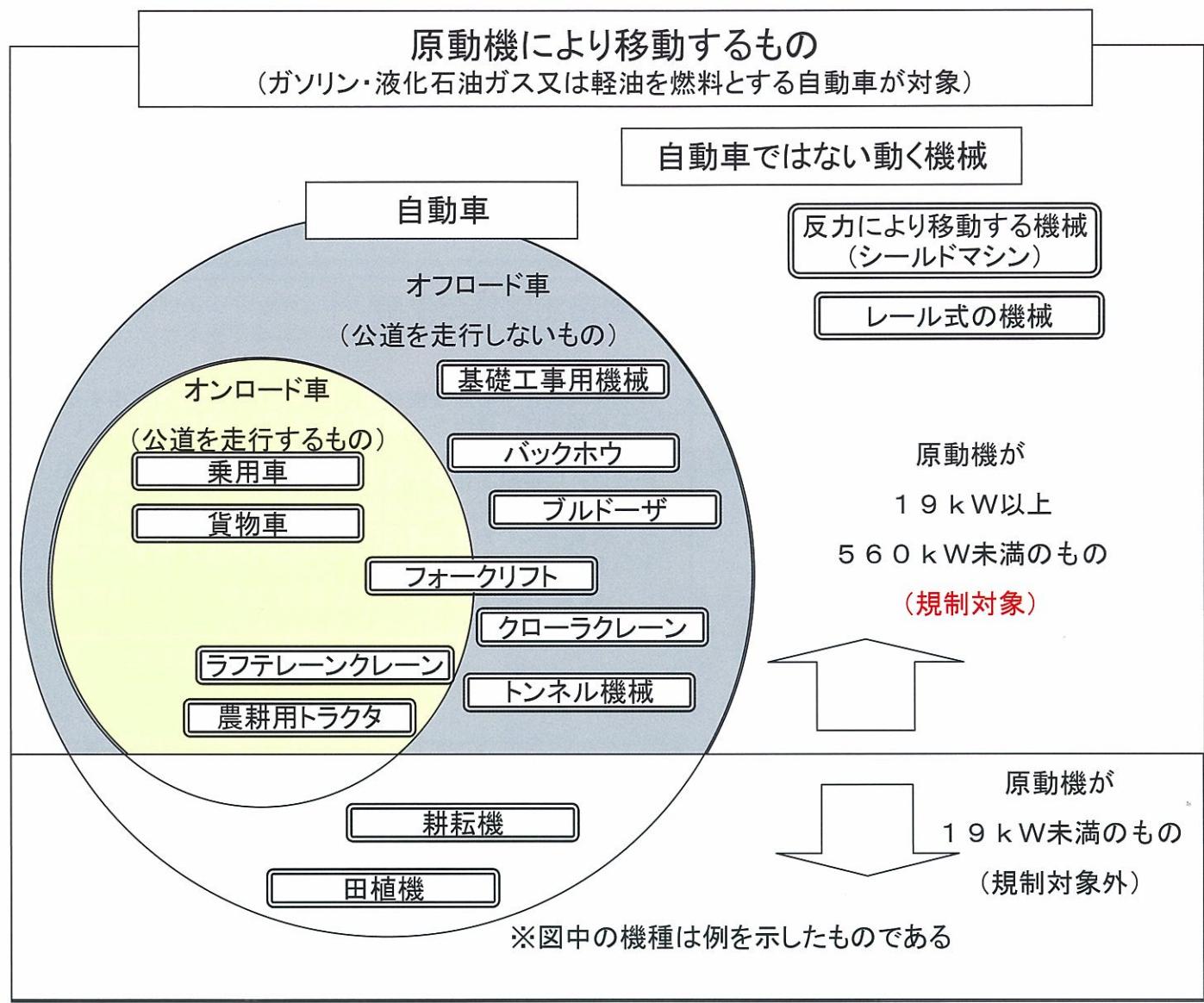
点検整備を行うことにより性能・機能が十分発揮され、人体・自然に有害なスス（PM）や窒素酸化物（NO_x）の排出を抑制することができます。また、故障の早期発見にもなりますので作業の安全や修理経費の削減にもつながります。

オフロード法第28条に基づき、建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために、適正な燃料の使用や点検・整備の方法など特定特殊自動車を使用する者が排出ガスを抑制するために講ずべき措置を規定した指針が定められます。

なお、この指針（案）については、8月24日～9月22日までパブリックコメントを実施していますので、詳細は下記URLにて確認して下さい。

http://www.mlit.go.jp/pubcom/06/pubcomt103_.html

オフロード法における規制対象車両について



<規制対象機種の例>

1. 道路運送車両法の大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当する自動車【法第2条第1項】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機

2. 建設機械抵当法の建設機械に該当する自動車（上記以外）【法第2条第2項】

連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、ペーパードレーンマシン、大口径掘削機、アースオーガー、地下連続壁施工用機械、ジブクレーン、タワークレーン、ボーリングマシン、ドリルジャンボ、クローラードリル、トンネル掘進機、アグリゲートスプレッダー、フィーダー、クラッシャー、選別機、アスファルトフィニッシャー、コンクリートフィニッシャー、コンクリートスプレッダー、コンクリートペーバー

3. 上記の他、この告示の要件に該当する自動車

「オフロード法」の使用規制の開始時期について

建設機械の大きさ（エンジン出力帯）により使用規制の開始時期が異なります。

- 10月から規制開始となる建設機械は130kW以上560kW未満（赤枠内）のものです。
それ以外は下表のとおり順次適用が開始されます。

使用規制開始及び継続生産時期

種別	製造日	H18	H19	H20	H21	H22	H23
軽油							
19kW以上 37kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H19.10規制開始				
37kW以上 56kW未満	継続生産車	H21.8猶予期間終了					
	新規生産車			H20.10規制開始			
56kW以上 75kW未満	継続生産車	H22.8猶予期間終了					
	新規生産車			H20.10規制開始			
75kW以上 130kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H19.10規制開始				
130kW以上 560kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H18.10規制開始				
ガソリン・LPG							
19kW以上 560kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H19.10規制開始				

※旧モデルで製造される車両（継続生産車）には、モデルチェンジまでの期間を考慮し、使用規制開始後であっても約1～2年製作できるよう猶予期間があります

※猶予期間終了後であっても、猶予期間中に製造された車両を継続して使用することは可能

使用者規制には以下のような罰則規定が定められています。

○正規の手続きによらずに基準適合表示等を付した場合（50万円以下の罰金）

○基準適合表示の無い車両を使用した場合（30万円以下の罰金）

※平成18年10月以降に生産された規制対象車に限られます。

○適合命令を受けてなお整備等をせず使用した場合（30万円以下の罰金）

※適合命令とは使用過程において基準に適合しない状態になったと認められた場合、整備等を命ぜられることがあります。平成18年10月以降に生産された規制対象車に限られます。

○現場への立入検査を拒否や妨害、質問に対して虚偽の報告等をした場合

（30万円以下の罰金）

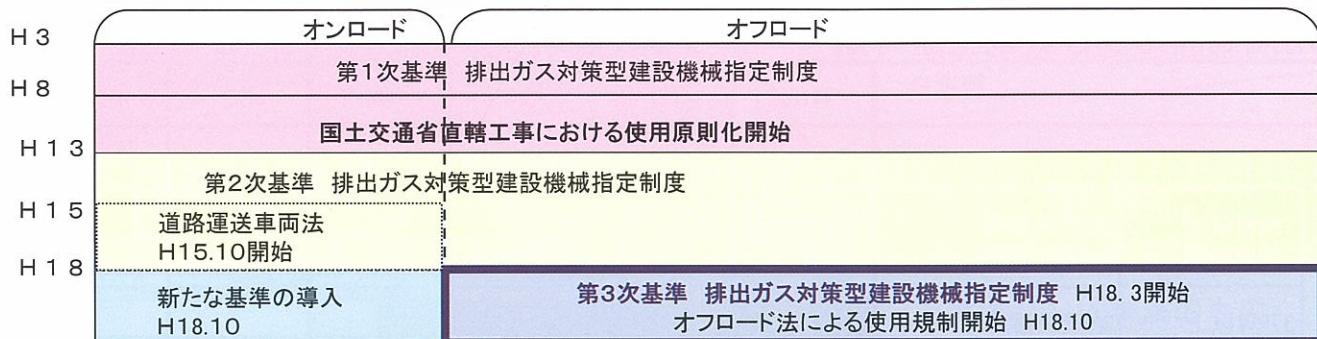
上記の罰則を科せられた場合、所有者や使用者の所属会社も罰せられます。

建設機械の排出ガス対策に関するこれまでの取り組み

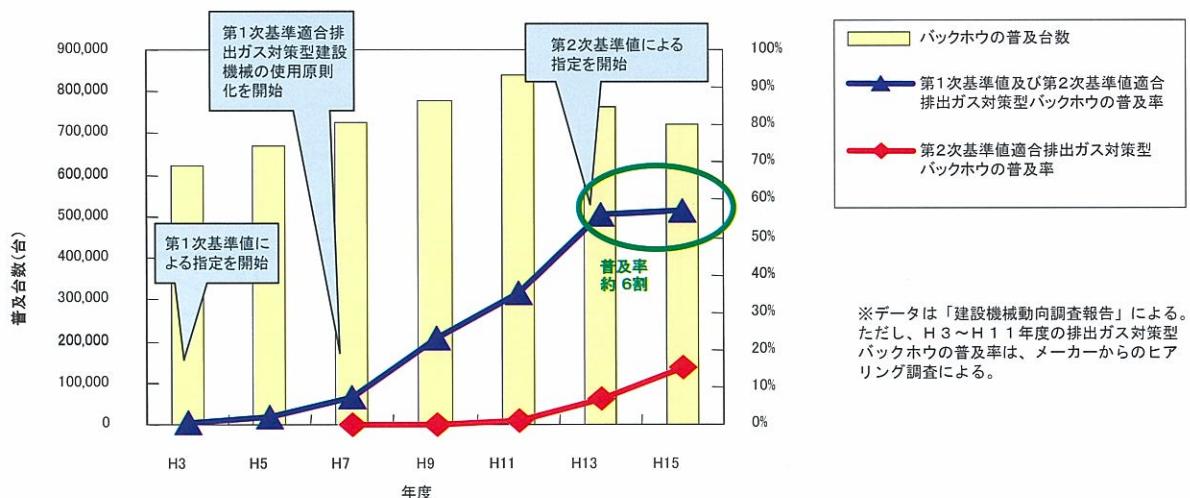
国土交通省では、平成3年度より排出ガス基準値を満たした建設機械を「排出ガス対策型建設機械」として指定する制度の実施（更に第2次基準値、第3次基準値の設定）及び、国土交通省が発注する工事における使用原則化を平成8年度より行ってきました。

これまでの取組を通じて、排出ガス対策型建設機械の普及率が約6割（バックホウの場合）に達しています。

これまでの建設機械の排出ガス対策の取り組み



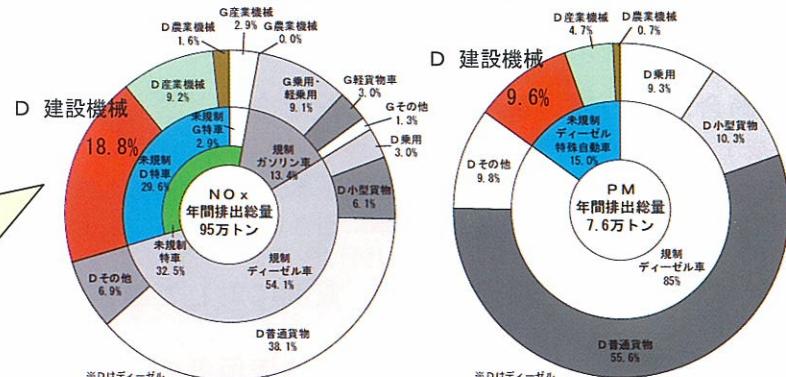
排出ガス対策型建設機械の普及状況



更なるオフロード建設機械の排出ガス対策の必要性

オフロード建設機械起因の排出ガス（平成12年）

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）は、大気汚染の原因物質として大きな社会問題となっており、呼吸困難や気管支炎等の健康に与える影響が懸念されています。これらの大気汚染物質の発生に関して、建設機械からの排出ガスが大きな割合を占めています。



(参考) 自動車台数の合計約7,900万台の内、オンロード特殊自動車約390万台（約4.9%）、オフロード特殊自動車約130万台（約1.7%）

国土交通省における建設機械に対する排出ガス対策の取組み

大気環境改善のためには、オフロード法の規制対象外となる機種についても排出ガス対策を行うことが必要です。国土交通省では、オフロード法適用外となる可搬式建設機械や小型建設機械についても引き続き「排出ガス対策型建設機械指定制度」で指定していくとともに、直轄工事での使用原則化や低利の融資制度などにより、環境にやさしい建設機械の普及を図っていきます。

「排出ガス対策型建設機械（第3次基準）指定制度」

（平成18年3月17日 告示第348号、349号）

特殊自動車以外の建設機械（発動発電機、空気圧縮機等）及びオフロード法の規制対象外である出力帯の小さい建設機械に対する排出ガス対策の推進のため、指定制度を創設し、当制度を活用し3次排出ガス対策型建設機械の普及促進（低利融資制度・直轄工事における使用原則化）を図ります。

エンジン出力帯	車両系建設機械	可搬式建設機械
8~19kW	小型ローラ 小型バックホウ 等	
19kW ～ 560kW	道路運送車両法による排出ガス規制の対象（オンロード、オフロード兼用） 小型ローラ バックホウ（ホイール型） トラクタショベル（ホイール型） オフロード法による排出ガス規制の対象（オフロード専用） 小型バックホウ 等 バックホウ（クローラ型） ブルドーザ	 発動発電機  空気圧縮機

第3次排出ガス対策型建設機械指定制度表示



車両系建設機械



トンネル工事用建設機械



可搬式建設機械

※図示した機種はあくまでも該当機種の例を示したものである

トンネル工事用建設機械：閉鎖空間であるトンネル工事の施工環境改善のために、通常の排出ガス対策型建設機械に比べて黒煙濃度を1/5以下に低減した建設機械について指定したもの。

「排出ガス対策型建設機械」に対する支援措置について

オフロード法の基準適合車や、排出ガス対策型建設機械の普及促進を支援するために、税制の特例措置、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫における融資制度が制度化されています。

【税制の特例措置】

	特定特殊自動車に係る固定資産税の特例	中小企業投資促進税制
対象者	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者	青色申告書を提出する中小企業者
内容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付されたものを取得した場合	機械及び装置(取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上)を取得した場合
措置	新たに課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を1/2に軽減	初年度取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除(7%の税額控除は資本金3千万円以下の法人のみ)
期間	平成19年9月30日まで (ただし、燃料が軽油のもので、原動機の定格出力が37kW以上75kW未満のものについては、平成20年9月30日まで)	平成20年3月31日まで

【融資制度】

	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示を付された特定特殊自動車	第3次排出ガス対策型建設機械
日本政策投資銀行 (株式会社、組合、財団法人等、組織形態のもの) ※リース事業者は対象外	政策金利 I	—
中小企業金融公庫 (資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者) ※リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下	特別利率③ (担保特例制度+利子補給)	特別利率③ (担保特例制度)
国民生活金融公庫 (資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者) ※リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下	特別利率③	特別利率③

担保特例制度：特別貸付制度の融資対象者に適用されます。償還能力により担保の全てもしくは一部が免除されます。

利子補給：担保特例制度を利用する場合には同制度に基づき加算する上乗せ利率から一定割合を控除するものです。
なお、利率等の詳細については各金融機関にお問い合わせ下さい。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(「オフロード法」)に関するお問合せ先
国土交通省 総合政策局 建設施工企画課
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
TEL 03-5253-8111(内線 24955)
HP:<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm>